

～奥多摩町に別荘・セカンドハウス等をお持ちの方へ～

《住宅用地の課税標準の特例についてのお知らせです》

奥多摩町に家屋を購入、新築された方の住民票が町外にある場合でも、家屋が「セカンドハウス」に該当すると認定された場合は、固定資産税における住宅用地の課税標準の特例の対象となります。

「セカンドハウス」に認定されるためには、「家屋の利用状況に関する申告書」（役場住民課、古里出張所及び町ホームページにあります。）に、家屋を利用された年月日と内容・目的をご記入のうえ、毎月の利用状況がわかる証明書（原則1年分の光熱水費の領収書・町内での買い物の領収書など）を添付し、毎年、別荘・セカンドハウスを利用された翌年の1月末日までに住民課へ提出していただく必要があります。

奥多摩町に別荘・セカンドハウスをお持ちの方で、下記の要件に該当すると思われる方は、新たに特例の対象となる可能性があります。

なお、令和6年中に所有者となられた方は、令和7年中の別荘・セカンドハウスの利用を証明できる公共料金等の領収書等を保管していただき、令和7年12月頃に申請書を送付いたしますので、令和8年1月末日までに家屋の利用状況に関する申告書と併せてご提出ください。

セカンドハウス認定の要件

特定の人が年間を通じ、継続して毎月1日以上またはそれと同程度、居住する家屋であることが確認できた場合、住宅用地の課税標準の特例が適用されます。

※ただし、家屋の老朽化により居住の用に供する家屋とみなすことができなくなった場合は、特例の対象外となりますのでご注意ください。

不明な点等がありましたら、裏面記載の問い合わせ先までご連絡ください。

裏面もご覧ください📄

【参考】住宅用地の課税標準の特例

土地に対する固定資産税が課税される年の1月1日（賦課期日）において、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、特例措置があり、税金が軽減されています。

○特例の内容（価格に特例率を乗じて、本則課税標準額を算出します。）

- ・小規模住宅用地（住宅やアパート等の敷地で200平方メートル以下の部分）
固定資産税：価格×1／6
- ・一般住宅用地（住宅やアパート等の敷地で200平方メートルを超える部分）
固定資産税：価格×1／3

【問い合わせ先】

奥多摩町住民課税務担当
電話 0428-83-2190（直通）